

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社Bに雇用され、災害時には機械工として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、部品加工品の脱着作業中、クレーンで吊っていた約〇kgのワーク（鉄板）が倒れ負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同日、C病院に受診し、「内側側副靭帯靭帯損傷、脛骨腓骨近位端骨折、前十字靭帯断裂、全身打撲」と診断され、以後、同院にて入院及び外来加療後、同年〇月〇日、D病院に転医し、「右膝前十字靭帯損傷、外傷性膝関節症」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第1 2級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件災害によって請求人に残存する障害が障害等級第1 2級を超える障害等級に該当する旨主張しているため、以下検討する。

(2) 請求人は、右足関節の機能障害及び神経系統の障害が平成〇年〇月〇日に発生した本件災害によるものであると主張している。しかし、決定書理由に説示のとおり、C病院及びD病院の診療録等には、請求人の右足関節における症状や、何らかの傷病の診断及び治療についての記載は認められない。したがって、当審査会としても、請求人主張の当該部位に係る両障害が、本件災害により残存する障害であるとする旨の主張を採用することはできない。

(3) 右下肢の機能障害については、E医師の測定結果及びF医師の測定結果から、患側の膝関節の可動域が健側の3/4以下に制限されており、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、「1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの」(障害等級第1 2級の7)に該当すると判断する。

(4) 右膝の神経系統の障害についてみると、E医師は、障害の状態について、「右膝の内部に疼痛、右下腿前面の知覚障害」を挙げ、F医師は、「右下腿外側に手拳大の広さの感覚低下を認める。」と述べ、両医師は共に強度の神経症状について認めていない。

当審査会としても、請求人の自訴を踏まえても、決定書理由に説示のとおり、請求人に生じた神経症状は、「局部に神経症状を残すもの」(障害等級第1 4級の9)にとどまるものと判断する。

認定基準においては、1の身体障害に他の身体障害が通常派生する関係にある場合には、いずれかの上位の等級をもって当該障害の等級とするとされていることから、請求人の当該神経系統の障害は、上記（3）の右膝関節の機能障害の障害等級により評価することが妥当である。

（5）以上のことから、請求人に残存する障害の程度は障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であるとは認められないものと判断する。

（6）請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。